

日本エネルギー法研究所月報

JAPAN ENERGY LAW INSTITUTE MONTHLY BULLETIN



第271号

【目 次】

外資規制をめぐる放送法上の諸問題…………… 1 林 秀弥	研究班の動き……………17
〔座談会 創立40周年特別企画〕 原子力法制をめぐる今後の課題と日本エネルギー法 研究所に求められる役割…………… 5 友岡 史仁, 川合 敏樹 筑紫 圭一, 田中 良弘	研究報告書の公開……………18
	マンスリー・トピック……………18
	新着図書案内……………18

外資規制をめぐる放送法上の諸問題

名古屋大学大学院法学研究科教授 林 秀弥

1. はじめに

株式会社東北新社（以下、「東北新社」という）による総務省幹部へのいわゆる接待問題に端を発した、同社およびその子会社をめぐる放送法違反の問題が、令和3年3月から5月にかけて大いに世上を賑わしたのは周知の通りである（以下、「東北新社事案という」）。また、株式会社フジテレビジョンは平成20年10月1日をもって会社分割をし、存続会社として株式会社フジ・メディア・ホールディングスに名称を変更し、認定放送持株会社となったが、その後、同社において、平成24年から26年までの間、一時的に外資規制に抵触する事実があったものの現在は治癒されている事実が判明した（以下、「フジテレビ事案」という）。これについて総務省は認定取消しの対象とはしない旨発表した。本稿では、これらの問題を検証し、関連する放送法上の課題につ

いて論じることとしたい。なお、本稿は完全に私見である。

東北新社事案に関して、不利益処分の原因となる事実についての総務省による公式の説明は、令和3年3月12日付けの総務省による「株式会社東北新社メディアサービスに対する『放送法第93条第1項の認定』の取消しに当たっての聴聞の開催」と題する報道資料（以下、「報道資料」という）があるのみである。これによると、不利益処分（認定の取消し）の原因となる事実は、東北新社に係る外資規制違反であり、不利益処分の名宛人は、株式会社東北新社メディアサービス（以下、「メディアサービス」という）である。つまり、東北新社は、認定申請した時点で外資規制違反の状態にあり、認定後も治癒されずに、メディアサービスへの地位の承継が行われ、それ以降も治癒されていない状態にあったと解され

る。

2. 取消し処分の名宛人

上記報道資料によれば、東北新社は、外資規制違反の状態であったにもかかわらず、欠格事由に該当しないとして認定を申請したものであるから、本来、認定を受けることができない申請であった。そうであれば、取り消される行政処分は、東北新社に対してなされた「認定」であるが、認可を受けて認定基幹放送事業者の地位の承継が行われていることから、現在の認定基幹放送事業者であるメディアサービスを名宛人として取消し処分を行うこととしたものと解される。なお、地位の承継に対する認可は、有効に行われているとの前提に立っていると解される。ゆえに、不利益処分（認定の取消し）の原因となる事実が東北新社について発生したにもかかわらず、名宛人がメディアサービスであるという「ネジレ現象」が生じている。

そもそも行政手続法に基づく聴聞は、不利益処分の名宛人に対して権利防御の機会を与えるものであり、東北新社の子会社であるとはいえ、メディアサービスが法的に別人格である東北新社になり代わって有効な権利防御ができるとは、法的に考えられないのではあるまいか。

また、行政手続法17条1項では、聴聞の主宰者が利害関係人の参加を求めることができるとしているが、報道資料には「主宰者は必要があると認めるときは、利害関係人に対し、当該聴聞に関する手続に参加することを求めることがある。」とあるのみで、現に実施された聴聞が有効な権利防御の機会を与えるものであったのかについて、今となっては過去の話であるが、疑問が残るものであった。

3. 外資規制違反事実の認定方法

報道資料によれば、平成28年3月31日、同年9月30日、平成29年3月31日、同年9月30日及び平成30年3月31日の5日について外国人等の議決権割合を調べ、申請において外資規制違反の状態であったとしている。

外資規制違反に当たるかどうかの判定は、放送法の規定を文理的に解すれば、認定当日の外国人等の議決権割合によるべきものと思われるが、運用上は

申請書に記された申請日の事実によることが妥当である（申請者は、申請内容を処分が行われる日まで維持する義務を負う。）。

現時点では、申請日における外国人等の議決権割合を確認できない事情があることから、上述の5日の事実をもってこれに代えたものと推察されるが、なぜこの5日が選定されたかを行政庁は説明する必要があったのではないか。

申請日である平成28年10月17日の外国人等の議決権割合であれば、この日を挟む平成28年9月30日及び平成29年3月31日の両日の事実をもって、申請日もこの事実が継続していたものと推定できるであろう。他の3日についても確認したのは、長期にわたって、外資規制違反の状態が継続していたこと、裏を返せば、その状態を是正する意思の存在が認められないことを確認するものと推察される。

4. 職権による取消し

報道資料によれば、放送法93条1項7号ニの規定を根拠として、総務大臣の職権により認定を取り消すとしている。同号ニは、「法人又は団体であつて、イからハまでに掲げる者（イ 日本の国籍を有しない人、ロ 外国政府又はその代表者、ハ 外国の法人又は団体）が特定役員であるもの又はこれらの者がその議決権の五分の一以上を占めるもの」に該当する場合を認定の欠格事由とする規定である。

平成28年10月17日に東北新社から行われた認定申請が上記欠格事由に該当するものであったから、重大かつ明白な瑕疵があった行政処分として取り消すということであろう。

外資規制の認定要件は、法律の明文規定であり、数量で定められているので、今回の事案を「重大かつ明白な瑕疵があった」と認定することに異論はないものの、次の点を指摘しておきたい。

第一に、取り消される認定が授益的行政処分であり、与えられた認定に基づいて放送事業が平穩に実施されていたことに鑑みれば、認定処分が当初から無効であったとすることは、取引の安定性を害するものであり、今次取消し処分は将来に向かって有効であることが適当である。なお、認定基幹放送事業者の地位を得ることが競争的な性格であることに鑑みれば、要件を欠く認定を取り消すことに特

段の配慮をする必要はない。

第二に、行政庁側の遺漏を参酌するかどうかである。放送法3条3項において、認定申請書には総務省令で定める書類を添付しなければならないとされているが、放送法施行規則（昭和25年電波監理委員会規則第10号）において、外資規制について疎明する書類は定められていない。総務省において判断材料を揃えるものと解されるが、認定を行った際に、どのような処理をしたのかをしっかりと検証し、さらに今後に向けて必要な改善方を講じる必要がある¹。しかし、行政庁側の遺漏が認められた場合においても、申請側の不実記載の責めが軽減されるわけではない。

なお、放送法103条1項による取消しは、認定後に外資規制違反になった場合に適用されるものと解されるので、職権による取消し処分としたことは適当な措置であると考えられる。

5. 事情勘案条項の不整合

電波法75条2項及び放送法103条2項において、認定基幹放送事業者が間接支配規制条項に違反した場合に事情を勘案して免許又は認定を取り消さないことができることとする規定（以下、「事業勘案条項」という）が設けられている。この条項は、電波法及び放送法の一部を改正する法律（平成17年法律第107号・電波法の一部改正）により間接支配規制条項が設けられた際に、併せて措置されたものである。一方、認定放送持株会社については、認定の条件として間接支配規制条項があり（放送法159条2項5号ロ）、当該条項に該当するときは認定を取り消さなければならない（同法166条1項1号）が、放送局免許や基幹放送認定にあるような事情勘案条項は、設けられていない。

今回のフジテレビ事案については、認定放送持株会社に関する規定が適用され、外資規制違反状態になれば、認定を取り消さなければならない。取り消された場合、子会社である放送事業会社が開設する放送局の免許については、マスメディア集中排除原則に違反する状態になると考えられ、電波法76条4項5号（特定地上基幹放送局の免許人が7条2項4号ロに適合しなくなつたとき。）に基づき、免許を取り消すことができる。放送法制のあり方として、この

ような差異を設ける理由の合理性を今後検証する必要がある。

6. 外資規制違反状態是正のための猶予期間の不在

フジテレビ事案においては、既に違反状態が是正されていたことから、総務省は、持株会社の認定を取り消さないこととしている。しかし、それでは、違反状態を隠蔽し解消してから社会に明らかにするといった機会主義的行動を懲罰することになり、不都合である。5. で述べたとおり、電波法75条2項及び放送法103条2項において事情勘案条項が設けられているが、そもそも本条項は違反状態を追認する効果しかなく、これを是正する機能がない。このことに鑑みると、外資規制違反状態の是正のための猶予期間を設けることを立法論として検討すべきではないか。また、免許又は認定の取消しというような一足飛びに最終段階に至る措置のみでなく、段階的不利益処分（例えば、電波法76条2項の無線局の運用の一時停止、制限等のような処分）により、違反状態の是正を間接的に強制する措置も効果的であると思われる。

7. 外資割合の継続的なチェック

現行規定においても、基幹放送事業者については放送法116条5項（外国人等の取得した株式の取扱い）と、認定放送持株会社については同法161条2項（116条5項準用）において、外資割合を継続的にチェックするための措置が講じられている。なお、これらの規定は、放送法等の一部を改正する法律（昭和57年法律第60号）により外資の名義書換え拒否に係る規定が設けられた当初から存在する。放送法116条5項に基づく省令は、放送法施行規則91条である。この規定の執行状況を検証するとともに、さらに有効に機能させるための改正を検討することが必要でないかと思われる。

また、放送法116条5項違反に関しては、罰則が置かれておらず、実効性を高めるために、罰則を設けることも検討すべきであろう。

【注】

¹ 折しも総務省では「情報通信分野における外資規制の在り方に関する検討会」が本年6月より開始され、現在、改善方策が検討されている。それによると、放送に係る外資規制の実効性を確保する観点から、認定基幹放送事業者及び認定放送持株会社等の外資規制への適合状況の確認に係る規定を整備することである。具体的には、認定基幹放送事業者・認定放送持株会社に資料の提出を求めることができる事項を政令で追加し、省令を改正して、外資比率が規制の範囲内であることの把握・検証を

可能とする様式を変更することである（検討会（第3回）資料参照）。要は、政省令レベルで対応し、本稿で指摘した法改正には踏み込まない肚のようである。検討会の議論状況については、総務省の下記URLを参照。

https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/kenkyu/joho_gaishi/index.html（2021年8月8日閲覧）

（はやし・しゅうや＝

名古屋大学大学院法学研究科教授）

座談会 創立40周年特別企画

原子力法制をめぐる今後の課題と 日本エネルギー法研究所に求められる役割

〔司会〕 日本大学法学部教授 友岡 史仁
 (日本エネルギー法研究所 研究部長)
 國學院大學法学部教授 川合 敏樹
 上智大学法学部教授 筑紫 圭一
 立命館大学法学部教授 田中 良弘

目次

1. はじめに
2. 原子力法制特有の議論
 - (1) 原子力の特性
 - (2) 民事差止訴訟の増加と裁判所の動き
 - (3) 原子力規制委員会に対する評価
 - (4) 福島原発事故処理の問題
 - (5) 高レベル放射性廃棄物の最終処分
3. 研究所への期待

1. はじめに

【友岡】 本日はお忙しい中、お集まりいただきありがとうございます。日本大学法学部の友岡です。コロナ禍という状況下で座談会を開くということで、色々開催方法は考えましたが、是非とも対面で直接議論ができる機会があればと思い、先生方のご協力の下、このような企画を立てました。この座談会は、研究所40周年を記念するというのもありますが、もう一つはこの研究所の設立経緯に原子力法を研究するという背景がありますから、是非とも原子力法制の今後の課題等について議論するために、座談会を開いた次第です。あと、研究所への期待ということも、二つ目の柱として議論を進めさせていただきたいと考えていますのでよろしくお願い致します。

最初に自己紹介を兼ねて、皆様の原子力法との関わり合いについてお話いただければと思います。当研究所の研究班（原子力の安全性を巡る法的問題検討班：安全班）に所属されている川合先生と筑紫

先生から自己紹介していただき、その後、本日まで上京いただきました田中先生という順序で自己紹介をお願いします。



(日本大学法学部教授 友岡史仁先生)

【川合】 國學院大学法学部の川合です。私と原子力法との関わりですが、もともと研究者を志望していたときに大規模施設の設置手続などに興味があって、その関連で修士課程に入ったときから原子力法のことも漠然としながらも常に頭の中にもありました。その当時は、本格的には取り組めてはいなかったのですが、その後、國學院大学に就職した2008年に、現在所属する安全班の交告先生から、当時、東大で開かれていた原子力法制研究会への参加をお声がけいただいて、交告先生と一緒にバックフィットの問題について取り組んだことが、原子力法について本格的に研究を進めたことの大きなきっかけになります。現在も、そのご縁で安全班にも参加をさせていただいています。



(國學院大學法学部教授 川合敏樹先生)

【筑 紫】 上智大学法学部の筑紫です。専門は、行政法や環境法です。2013年に一橋大学の研究プロジェクトで友岡先生や川合先生、田中先生と一緒に勉強させていただいたのが、原子力法制を本格的に勉強するきっかけとなりました。その後、友岡先生からお声掛けをいただき、2018年から安全班に加入了。一橋大学のプロジェクトでは、放射性物質汚染廃棄物処理の問題について担当させていただき、研究班では、安全規制について主に勉強しています。原子力規制に関する司法審査や原子力規制委員会のあり方等に関心を持っています。



(上智大学法学部教授 筑紫圭一先生)

【田 中】 立命館大学法学部の田中です。筑紫先生と同じく2013年に一橋大学の研究プロジェクトで原子力法の研究を開始しました。その研究プロジェクトでは除染法制を担当しましたが、プロジェクト終了後の2018年にアジア原子力研究フォーラムで住民参加に関して報告をする機会をいただいたことがきっかけとなり、日本・中国・韓国・台湾の研究者

と原子力分野の住民参加に関する共同研究を3年間行いました。今年度はその成果を共著として刊行する予定です。また、大変光栄なことに本年7月の行政法研究フォーラムで福島原発事故後の放射性物質汚染対策法制について報告する機会をいただいております。本日はその報告に向けて、先生方からご示唆を頂戴できればと存じます。



(立命館大学法学部教授 田中良弘先生)

2. 原子力法制特有の議論

(1) 原子力の特性

【友 岡】 では早速ですが、研究所の研究部長も務めております私の司会で進めさせていただきます。まず一つ目の柱として、原子力法制特有の議論について検討してみたいと思います。原子力法は、他の法分野とはなかなか切っても切り離せない一方で、特性のある議論がありますので、ここで先生方にご議論いただければと思います。特に、福島原発事故を契機に、これまでの原子力法に対する観念が180度変わったという問題意識があると思います。それが今日の政策や法制度に繋がっており、実際に再稼働に向けた動きがある一方で、非常に厳格な原子力規制委員会による審査が行われている実態もあります。そのような中で、我々法律家がそれをどのように捉えるのか、発展的に議論できるのかということを考えてみたいと思います。特性と言いましたが、先生方が日頃研究なさっている内容で結構ですので、原子力にどのような特性があるのか、福島原発事故の前後でどのように原子力法制が変容しているか、それは現在や将来に向けてどのように展開していくとよいかという点から議論を始めます。筑紫先生、このあたりはいかがですか。

【筑 紫】 エネルギー政策の目標は、3E（①安定供給，②経済性，③環境）の同時達成とされてきました。その見地から，原子力は，①安定供給に資する，②発電コストが安い，③発電時にCO₂を出さない，と評価されてきました。しかし，福島原発事故後，その目標は，3E+S（安全性）と修正されています。安全性の確保はエネルギー政策の大前提とされ，その重要性が改めて強調されるようになっていきます。

原子力の特性について，二点述べます。一つは，事故の影響が極めて広範・長期に及ぶため，安全性の確保を前提として，社会に受け入れられる必要があるという点です。事故の発生確率を極小化し，安全性を確保する上では，原子力工学をはじめ，様々な領域における高度の専門技術的知見が欠かせません。これは専門性に関わる議論です。日本の場合，特に地震，津波，火山等のリスクも考慮する必要がありますが，これらの科学的知見には大きな不確実性があり，新たな知見をいかに規制システムに取り込んでいくのか，が重要な問題です。この見地から，規制機関が十分な専門性を有するか（規制機関の構成），規制機関が専門的知見を外部からどう取り込むか（規制機関の調査手続）が，問題となるでしょう。

もう一つは，社会に受け入れられる前提として，原子力のリスクを十分に説明し，国民の理解を得る必要がある点です。これは民主制に関する議論です。仮に専門家がリスクを小さいと評価したとしても，その評価は非専門家の評価と食い違いやすいため，そのズレをどう説明するか，また，どの機関がどういった形で意思決定を行うのか，といった問題があります。これは，情報提供，リスクコミュニケーション，最終的な意思決定のあり方といった問題です。特に日本では，福島原発事故により原子力規制への信頼が大きく損なわれました。「安全神話」や「原子力村」といった言葉が社会に定着し，国会事故調の報告書では「規制の虜」という言葉も用いられるなど，被規制者と規制者の関係に対して非常に厳しい目が向けられています。それに伴い，先ほどの専門性や民主制という見地から，原子力規制の仕組みや運用が妥当なのか，社会から厳しく問われていると思います。

【友 岡】 ありがとうございます。筑紫先生のご発言は，主に原子力安全に関わる諸規制との関わり合いからのお話をいただいたように思います。この点に関して，田中先生からご意見はありますか。

【田 中】 筑紫先生から，高度の専門性と国民の理解を得る必要性についてお話がありましたが，私もそれらが非常に重要な点だと思います。自身の研究プロジェクトで1970年代から80年代のドイツやアメリカの法哲学者の文献を目にする機会があったのですが，原子力の特性に関する議論の中で，大きく二つのことが指摘されていました。

一つ目は，得られるエネルギーが膨大であることで，これはメリットでもありますが，デメリットとしては制御が困難であることや事故が起きた際の被害が甚大であることを意味します。二つ目は，問題の長期性で，高レベル放射性廃棄物のように，放射能が天然ウランと同レベルに減衰するまで数万年を要するものがあることから，検討の対象が人の生涯をはるかに超えるという特性が指摘されています。これらの特性は，問題が人間の経験的な感覚を超越しているため，国民の理解を得ることが非常に難しいということの意味します。このような観点から日本の原子力法制を見たときに，果たしてそういった原子力の特性が法制度に十分に反映されているかということ，必ずしもそうではないように感じており，そのあたりを事故の検証も踏まえつつ更に検討する必要があると感じています。

【川 合】 筑紫先生や田中先生からお話があったとおり，最近は良くも悪くも安全安心と言われる機会があるかと思いますが，原子力法分野では，安全と安心について異なるレベルで議論が必要ではないかと思っています。高レベル放射性廃棄物のように超長期的なレベルで人の健康や周辺環境に影響を有し得るものについては，安全の確保はもちろんですが，同時に周辺住民との関係であれば安心という意味合いが大きいのかなと感じます。他方で，筑紫先生のお話にあったように民主的な決定，例えば立地選定をするということも重要になります。安全安心とそれを確保するための仕組みが，これまでも，そして今後も大きな鍵になると考えています。

【友 岡】 今のお話は，原子力法あるいは原子力そのものの特性に関わる問題点について，法的な位

置付けという観点から評価いただいたと思うのですが、被規制者側の視点について何か提言等があればお願いします。また、少し気になったところで、筑紫先生が言及された情報公開のあり方について、政府自身が規制者としての情報公開という視点もありますが、被規制者としての情報公開はどのようにしていけばよいかという点も重要になります。それが国民の理解にどのような形で繋がるのが論点としてあるかと思いますが、何か補足いただくことは可能でしょうか。

【筑 紫】 被規制者としても、安全という面を強調するだけでは、もはや国民の理解を得るのが難しくなっていると思います。従来から色々説明をされているとは思いますが、以前に比べて国民が、どういうリスクがあるのか、それはどの程度のものなのかという具体的な情報を知りたいと考えているのではないかと思います。

【川 合】 今の友岡先生と筑紫先生のお話を聞いて気になるところがあったのですが、事業者は被規制者側であると同時に、新しい原子力検査制度の下では、より主体的に安全性の確保に取り組む必要があるものと理解しています。そうすると、規制側の原子力規制委員会と一体的にという語弊があるのかもしれないですが、恒常的に安全性を確保するということも重要になるのではないかと考えます。

【友 岡】 田中先生から何かご意見はありますか。先ほど既存の制度が必ずしも原子力の特性に見合っていないのではないかとのご発言がありましたが、そのあたりもう少し詳しくお話いただければと思います。

【田 中】 被規制者側の視点について、外部の人間として率直な意見を述べさせていただきますと、規制者と被規制者という二面構造を軸にして実務が動いてしまっている側面があると思います。しかし、先ほど川合先生から、安心安全を強調するだけでは理解を得るのは難しいというご指摘があったように、ある程度専門的な知見を有している規制者を説得できたからといって、その先にいる国民の理解を得ることができるとは限りません。そのため、専門的知見を有していない国民にも伝わるように情報発信していくことが必要になります。各地でヒアリングを

して感じていたことですが、情報発信の際には、結論だけを発信するのではなく、結論に至る判断の過程や判断の根拠となった生のデータを可能な限り提供することが重要だと思います。例えば、指定廃棄物の処理基準について、なぜ8,000ベクレル(Bq)という基準になったのかが十分に理解されないまま、現在でも噛み合っていない議論が行われています。国民の理解を得るためには、結論に至る判断の過程やその根拠について積極的に情報発信することも検討すべきではないでしょうか。

次に、少し観点が異なりますが、原子力法制の今後のあり方という意味で、事故後の法対応から学ぶべき点は多いと思います。特に除染等については、福島原発事故前は法の空白地帯であったとの指摘が国会でもなされましたが、そのような状況において迅速な立法措置を行って対応しており、このことは積極的に評価してよいのではないかと思います。他方で、これは我々研究者の課題でもあります。事故が起こってから検討するのではなく、事前にしっかりと法制度を検討した上で立法措置を講じておくべきだったと思います。また、日本では、一度法制度ができると、法制度そのものを変えることを避ける傾向がありますが、既存の法制度を所与のものとしなくて、しっかり検証した上で必要に応じて見直すというサイクルを作り、より良い法制度を構築していく必要があるのではないのでしょうか。

(2) 民事差止訴訟の増加と裁判所の動き

【友 岡】 除染の問題や福島原発事故後の処理に関する話に至りましたので、そのあたりも踏まえつつ、次の論点に移りたいと思います。昨今、福島原発事故を契機として、民事訴訟が多数提起され、特に再稼働の動きに対して民事差止訴訟の動きがあります。それから、原子力損害賠償に関連する事案で、中でも国家賠償請求に係る事案が増加している実態があります。先ほど田中先生の言及にもありましたが、制度として作り込まれた立法的措置がある一方で、やはり賠償請求という訴訟の手段に訴えるという動きがあるわけです。これは、再稼働の新たな問題点でもあるし、過去の不法行為に対しての損害賠償という形でもあります。そこで、原子力法に関わるもう一つの話として、訴訟事例の観点から先生方

にご議論いただきたいと思います。昨今の動きを見据えた上で、そこから見出せる課題や、事故後の処理も含めて立法的措置が訴訟手続から見ても足りなかったなど、そうしたことを踏まえながら、政策論を含めて結構ですのでご意見ください。このあたりは研究を進めておられる田中先生から、ご意見をいただければと思いますがいかがでしょうか。

【田 中】 訴訟の昨今の動きについては、正確なデータを持っておらず分析もしていないのですが、民事差止訴訟が増加しているという印象は抱いています。また、それに対して裁判所がかなり踏み込んだ判断をするようになってきているという点も指摘できると思います。なぜそのような傾向になったのか、十分に検討したわけではありませんが、私なりの考えを述べさせていただきます。

裁判所は、基本的には行政の判断を尊重する一方で、行政の判断に対する信頼が失われた場合には全面的な審査を行います。その意味で、事故後の民事差止訴訟の増加と、裁判所の審理に対する姿勢の変化は、いずれも福島原発事故あるいはその後の行政の判断に対する国民の不信を反映していると言ってよいのではないのでしょうか。そうは言っても、現時点においては、多くの裁判体が原子力規制委員会の判断を一定程度尊重していると思われませんが、今後、更に行政の判断に対する信頼が失われていくと、行政の第一次判断権は形骸化し、裁判所が民事訴訟において全面的な審査をするようになることもあり得ると思います。

少し分野は違いますが、そういう審査が行われている分野として、特許訴訟があります。特許権の効力については、本来、特許庁が有効無効を判断し、その判断を行政事件訴訟で争う仕組みになっていますが、特許庁が有効と判断したものの中にも無効事由があることが多いことから、最高裁が民事訴訟の中でも特許の有効無効について審理できるという判決を出し、それを反映した法改正が行われています。今後、原子力訴訟における裁判所の姿勢がどう変化していくかは、引き続き観察していく必要がありますが、行政の判断に対する信頼性が裁判所の考え方の基礎となっていることは、考えておかなければならないのではないかと思います。

【友 岡】 私から一点付け加えさせていただきます

すと、やはり行政事件の使いにくさということを法曹界として意識しているのかなというのは、特に再稼働に係る訴訟について思っているところです。行政の信頼という視点から論点を提起いただいた一方で、実際に訴訟を提起する側としては、勝たなければいけない、再稼働を止めなければいけないという主要な目的からすると、行政事件より民事差止めで、これまで慣れてきた訴訟で提起した方がよいのではないかという実務的な視点もあるのではないかと思います。そのあたり何かご意見ありますか。

【田 中】 弁護士としての視点から述べますと、訴訟戦略として、あえて行政事件訴訟ではなく民事訴訟で争うという手法は十分に考えられます。

【友 岡】 裁判手続の中で、色々と使う手段があるということですね。

【田 中】 原発訴訟を提起する方やそれを支援する方の中には、非常に実務に詳しい専門家もおり、色々と工夫をされていると思います。

【友 岡】 ありがとうございます。今の点も踏まえていただいて結構ですし、田中先生から提起していただいた論点に関して、ご意見はありますか。我々は行政法学者ですから、再稼働に係る訴訟の観点で、何かご提言、評価をいただければと思うのですがいかがでしょうか。

【筑 紫】 行政訴訟の使いにくさというお話がありました。その点でいうと、原子炉設置許可の取消訴訟では、違法事由として原告の主張できる事項が限定されるという問題もあるかと思います。取消訴訟では、許可に係る行政判断が法令上の許可要件に適合しているのか、が争点となります。そのため、原子炉等規制法の許可要件の定め方や解釈次第では、取消訴訟で広く争うのが難しくなります。これと異なり、人格権侵害の有無を争う民事訴訟では、原告は、許可要件の対象外である問題も含めて幅広い主張ができます。

【友 岡】 訴訟理論にも繋がるようなご意見であるという印象を受けました。川合先生から何かご意見ありますか。

【川 合】 先ほどの筑紫先生のお話とも関連するのですが、原子炉設置（変更）許可の要件は広がっていて、保安業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項が追加されています。そこでもしか

したら今後の行政訴訟のあり方が変わり得るのかなと、直感的に思ったところがありました。また、先ほどから規制側の話が出ていましたが、福島原発事故後の法改正のあり方によって、経産大臣から原子力規制委員会に規制者が変わり、ある意味で規制者が事業者と同じ方向を向いていたけれども、現在はそうではなくなったというところについて、どう評価できるのかという問題になろうかと思えます。しかも原子力規制委員会が国家行政組織法上の三条委員会であるということがどう評価できるか。

話が更に拡散してしまう形で申し訳ないのですが、外国の事例ですと、ドイツ原子力法では民事訴訟を排して行政訴訟に一本化して訴訟を行わせるという制度があります。それは、歴史的経緯から行政裁判所によるコントロールに対する信頼があるのではないかと、最終的にはその原発の設置や運転に至るまでのプロセスに住民参加のうえ、安全安心ということを徹底的に扱うというのが背景としてあるのではないかと、ということも関わってこようかと思えます。



(3) 原子力規制委員会に対する評価

【友 岡】 川合先生のお話からすると、行政自身が国民に対しても、技術的なことも含め信頼性を自ら確保していくという動きとして捉えることは可能でしょうか。先ほど信頼性という点に重きを置かれるべきなのではないかというところが、一つ議論の争点にありました。そうすると、それは事業者の立場というのもありますが、行政自身に対する不信感という形で訴訟が提起されたというのであれば、自らそのあたりを改善しているのではないかというような制度的な評価は可能なかどうか。そういった

視点がもしあれば、問題提起型の話になるのではないかと思ったのですが、その点に対してはいかがでしょうか。要するに、規制組織として原子力規制委員会を設立したということは、今申し上げた観点から設立しているわけですよね。それでも足りない、というのが現在の訴訟に繋がっているのではないかと見るのであれば、自らそれを改善する方向に向かっていると考えられるのかについて、我々学者の目線から確認したかったのですが、いかがでしょうか。

【筑 紫】 福島原発事故後、安全規制の改革が実現しました。まず、川合先生からお話がありましたように、原子力規制委員会が、政府からの独立性が高い三条委員会という形で創設されました。また、新たな科学的知見を規制に反映する目的で、バックフィット制度も導入されました。

これらを含め、諸々の制度改正が行われましたが、制度上、未解決の問題もあるように思います。例えば、周辺自治体や住民が原子炉設置許可に関与する仕組みは、いまだに十分でないように思われます。また、原子力規制委員会の役割に照らし、その委員構成（専門家の構成）が適切なかという点も、中長期的な検討課題かもしれません。

こうした制度上の問題のほか、制度の運用をめぐる課題もあります。あれだけの大事故を経験した後、国民の信頼を回復することはそもそも困難ですが、ここでは、三つの課題を挙げたいと思います。

第一に、適切な科学的知見を規制への確に反映できるか、という問題です。例えば、いわゆる火山ガイドの合理性を否定する下級審裁判例が、いくつか現れています。伊方原発3号機広島高裁異議審決定（平成30年9月25日・裁判所ウェブサイト）は、火山ガイドが「相当程度の正確さで噴火の時期、規模の予測が可能であることを前提にする点」で不合理だとしました。同決定は、火山学者緊急アンケートなどに依拠しつつ、「相当程度の正確さで判断するに足りる理論や技術的手法はいまだ確立していないことが認められる」と述べています。

第二に、2020年に新検査制度が導入されましたが、それが十分に機能するかという問題もあります。今年、東京電力柏崎刈羽原発のテロ対策設備に不備が見つかりました。報道（NHK2021年3月24日、<https://www3.nhk.or.jp/news/html/20210324/k10012932841000>）

html)によると、これは新制度下の抜き打ち検査で確認されたようです。その後、この不備は最も深刻なレベルと評価され、今年4月に是正措置命令も出ました。この事案も含め、新制度の運用と成果が注目されます。

第三に、規制機関の独立性をどう確保するか、という問題もあります。福島原発事故を踏まえれば、規制機関が政府の原子力推進機関や被規制者から独立性を保つことは、今後も極めて重要です。他方で、規制機関が孤立してしまうと、規制に必要な情報を得られません。そのため、被規制者と適切な情報交換や意思疎通をどう行うのか、その透明性を担保するための情報公開をどう行うのか、が問題となります。これについて、原子力規制委員会は発足当時から意識的に対処してきたように思いますが、今後も大きな論点であり続けることでしょう。

【友 岡】 ありがとうございます。やはり組織の観点から色々と制度改革を通じて、原子力に対する信頼性を行政自身も果敢に確保していくという方針に違いはないということかと思えます。

(4) 福島原発事故処理の問題

【友 岡】 時間の関係もありますので、先ほど田中先生から言及いただきました、もう一つの事故後の処理の観点となる除染、それから汚染廃棄物の処理、原子力損害賠償や国家損害賠償責任について、行政法学者の見地からももう少し議論ができればと思います。そして、汚染対策に関する論点について言及をいただければと思いますが、田中先生いかがですか。

【田 中】 事故後の、特に放射性物質汚染対策については、先ほど述べた原子力の特性が極端な形で顕在化したということを指摘できると思っています。細かい話をすると長くなりますので、端的に言いますと、事故が起こる前に公開の場でしっかりと議論をして、例えば8,000ベクレル (Bq) や0.23マイクロシーベルト (μ Sv) という基準を出していたのであれば、現在のような不信感やダブルスタンダードという批判は起こらなかったように思われます。事故後に非公開の場で慌てて議論してしまったことが、そういった批判に繋がっているのではないのでしょうか。そういう意味では、先ほども申し上げたように、

問題が起こってから対応するのではなく、問題が起こる前に、情報を公開した上で丁寧な議論をして法的仕組みや基準を決めることが、制度に対する信頼性の確保に繋がっていくと思います。

原子力損害賠償についても問題の根底には同じようなことがあると感じており、特に事故対応として除染という方法が採用された理由については、私自身が不勉強で未だによく分かっていません。帰還を前提に除染を行うのではなく、申し訳ないが戻ることはできないのでそれを前提に賠償をします、というやり方も理論的にはあり得ると思うのですが、実際は、帰還を前提に制度が作られ巨額を投じて除染が実施されました。こういったことも損害賠償の問題がなかなか解決しない一因になっているのではないかと気がします。

【友 岡】 今のお話を伺って、二点ほど議論が行えると思います。一つは、決まった数値というものがあると処理がしやすいにもかかわらず、それを事故後に辻褄合わせするのは、問題ではないか。私としては、そこに関して少し突っ込みたいと思ったのは、これは誰がどういう責任を持って情報公開の道筋を立てるのかということが、やはり制度として議論するのはそもそも難しかったと。日本人の弱いところですが、こうした事故が起きてから考えましようという、現在のコロナ禍にも繋がるような話かと思っています。だから、そういった意味でどのような制度のあり方が果たして正しいのか、もう少し具体像が分かるとよいかと思いました。

もう一つは、帰還前提という非常に重い話ですね。これはやはり心理的な問題を含む。つまり、住んでおられた方々が元の家に戻りたいという、いわば帰巢本能的なところに対して、制度をどう組み立てていくべきかという、お金の問題よりもやはり精神的なところ、感情について対応するのが本来の筋ではないかという点です。法律家の視点よりも、むしろ政策論という印象を受けました。そういう視点を法律家の厳しさから見るのか、それとももう少し別の有り様もあるのか、というように私なりに少し整理もしてみました。このあたりについて、先生方がでしょうか。

【川 合】 先ほど田中先生が問題提起されたところで伺いたいのですが、それは結局、そもそも

大きな事故は起きないということを想定ないし前提としていたからというものはあるのですかね。法制度やその運用について相応の事前の対応を設定していなかったということが現在の状況の背景にもあるのだとすると、信頼性や安全性という話と関連してかなり根深い問題になっているのかなと、議論を聞いていて思った次第です。

【友 岡】 除染前提、帰還前提という仕組みに対してはいかがですか。これは私としてはすごくビビッドというか、本来議論されるべき制度論だと思いますが、いかがでしょうか。つい法律家は、事後的な救済や救済の場面でお金をいくら払えば良いかや、どこが違法かと考えてしまいますが、本来考えるべきはその根幹部分かと。まさにご指摘のとおりで、そのあたりで何かご意見あればと思いますがいかがですか。

【川 合】 帰還させないとすれば、立退き・転居のうえ金銭的補填等をするということですよ。

【田 中】 例えば、自然減衰を待つことにして、その間は戻れないから土地の価値を全額賠償するというのであれば、賠償の範囲は明確で、相当因果関係の問題も生じません。しかし、帰還を前提にすると、元の土地に戻れない間の生活費や慰謝料の問題が生じますし、除染の目標値はなかなか達成できないにもかかわらず、除染をしていない森林等は雨で線量値が落ちていくため、本当に費用対効果があったのかという問題も生じます。緊急時に前例のない中で事故対応をしたためやむを得ない面はありますが、これについても、本来は事故の起こる前に議論しておくべきだったのではないかと考えています。

【友 岡】 日本人はどうしても海外と比較してしまうのですが、そういう議論について、先例的なものがあるとすごく分かりやすかったのではないかと思います。しかし、事故が起きて大変なことになったという段階になって初めて立ち返った議論になったと思うので、そう考えれば、どちらがよいかとなると、この場合、お金がかかってもやはり帰還前提で制度作りの方が納得すると、立法者あるいは制度設計者は考えたと思われます。それは日本特有の議論と考えてよいのかどうか、そのあたり海外の議論について何かご知見がありますか。

【田 中】 施設外に放射性物質が大規模に拡散し

た例が福島の前はソ連だけですので、事故後の復旧対応のあり方については、あまり議論されていなかったと思います。ただ、一般論として、諸外国では日本ほど所有権を絶対視していない印象がありますので、そういう意味では、日本よりも帰還しない前提の対応を検討しやすいかもしれません。

【友 岡】 そのあたりは我々研究者としても考えておいてよいかと思いますね。あと、少し前に戻りますが、情報公開の有り様というお話がありましたが、筑紫先生はこのあたりについてのコメントはありますか。数値を決め打ちで決めるというのは、そもそも難しいかと思うし、リスクをあまり取りたくないということも、日本法というか日本独特の雰囲気だと、そう読んでよいかどうかもあると思うのです。

【筑 紫】 まず、平時の準備・検討不足という田中先生のご指摘は重要だと思います。福島原発事故では実際に放射性物質が飛散しましたが、それに対処するための法制度はもともと存在しませんでした。事前に想像力を働かせるというのは、大事な教訓だと考えます。

また、除染について、友岡先生から政策的判断を下したのではないかというお話がありました。どういった判断過程が採られたのかは、詳しく検証し、その成果や反省点を将来に生かすべきだと考えます。例えば、一橋大学の研究プロジェクトで調べた中に、福島原発事故に由来する放射性物質汚染廃棄物の一部について、30年以内に福島県外の最終処分場に移すという決定がありました。こういう決定を含め、何が専門技術的見地（合理的なリスク分析）からの判断で、何が政策的見地からの判断だったのか、を検証する必要があるように思います。

【友 岡】 ありがとうございます。筑紫先生から言及いただいたことは、研究プロジェクトの成果をまとめた『福島原発事故と法政策—震災・原発事故からの復興に向けて』（第一法規、2016年）の中にも出ています。ただ、その中で述べた課題がなかなか解決していないということで、読者の皆様方にはよろしければこの本を読んでいただいた上で、更に我々の課題を共有いただければと思います。

(5) 高レベル放射性廃棄物の最終処分

【友 岡】 次に、高レベル放射性廃棄物の地層処分事業について、北海道の寿都町と神恵内村が文献調査の実施に関して手を挙げたという新しい事案が出て参りました。この一連の動きをどう評価すればよいかといった点も問題となると思うので、昨今の流れを先生方と情報共有させていただき、先生方からご講評をいただきたいと思うのですが、川合先生いかがでしょうか。

【川 合】 友岡先生がおっしゃるように寿都町や神恵内村の文献調査実施の申出や受入れがあり、事態が少し進展したのではないかとこのところがあります。もちろん過去にも同じような事例はあったわけですが、改めて脚光を浴びることになりました。しかし、確実にこれで事態が進捗し得るかという、そうでもなく不透明な面があるかと思いません。とりわけ、冒頭に田中先生がおっしゃった原子力法制特有の要素という観点からすると、確かに寿都町と神恵内村が文献調査実施の申出等をしたところではあるのですが、仮に一つの基礎自治体の中で施設を受け入れるとしても、その自治体の中だけで完結するというような性質の問題ではないと思いません。周辺自治体との関係や各自治体の中で暮らす住民との関係、端的に言えば合意形成が一層重要になり得るところがあります。また、今回の事案に関しては、北海道知事が否定的な見解を示していたり、既に北海道では施設の受け入れに否定的な旨を宣言した条例などがあったりするので、そうすると広域自治体としての北海道と基礎自治体としての寿都町等との関係も問題となり得るかと思いません。ここでもやはり自治体としての意思形成や合意形成が重要です。

また、今回の座談会の一つのキーワードと思われる安全安心という意味では、安全安心を確保するために最終処分法で立地選定手続が制度化されているわけですが、果たして十分にそれで安全安心を担保し得るかかどうかということも問題になります。あるいは、少し抽象的な問いになってしまうかもしれませんが、世代間の公平や将来世代への配慮ということもキーになるのではないかと思います。

【友 岡】 安全は、科学的な見地から証明し得る話となる一方で、ここに安心や納得という主観的な

面が入ってくるのも特徴かと思えます。コロナウイルス関連などのケースに関しても、安心や納得といった面が強いかと思えます。まさに昨今話題を象徴しているような議論になりますが、安心や納得という視点を踏まえた上で、先生方のご知見をいただければと思います。

【田 中】 主観的な安心や納得感という問題や、より広い世代間の公平性の問題は、原子力分野では特に顕著にあらわれると思えます。一般的に、住民参加と言ったときには、民主的正統性の問題や間接民主主義の補完がその理論的基礎として挙げられますが、冒頭に申し上げた原子力の特性を踏まえると、事故が発生した際にはその影響が統治機構の地理的範囲を超えてしまうため、民主的正統性や間接民主主義の補完ということのみで、果たして上手く説明できるのかという問題があります。原子力法においては、主観的な安心や納得といった受容性の観点からも、住民参加や情報公開について検討すべきではないかと思えます。

川合先生がおっしゃった自治体間の問題も、そもそも基礎自治体に決定権限があるのか、都道府県には権限がないのではないかと、という議論がありますが、現実問題として、都道府県が本気で阻止すると考え、例えば、放射性物質や施設を設置するための設備を運び込むために道路を使うことすら許さないという判断をしたら、観念的には都道府県に施設に関する決定権限はなくとも、現実的に都道府県の意思を無視して原子力施設を設置・稼働することは困難です。そこは、権限の有無のみから参加の可否を判断するのではなく、積極的に賛成するかはさておき、少なくとも決まったことは受け入れますというぐらいのところまで納得してもらうための仕組みとして、参加に対する制度的な担保や、情報提供の仕組みを検討する必要があるのではないのでしょうか。

【友 岡】 今の話は、特に行政側のアクションという視点からの話でした。他方で、事業者側からのアプローチも議論したいのですが、今の話と同様に住民との関係で考えると、これまでNUMO（原子力発電環境整備機構）を通じて色々なアクションを起こしてきたという側面がある一方で、安全性という問題の議論に至る前の段階で議論が閉じてしまうところがありました。事業者側の視点からすると、こ

の問題を進めるということであるなら、制度としてどうアプローチをすればよいのかということについて、どういった議論ができるのか少し気になります。もしこの点について、例えば、行政側とタイアップしながらする、中立的な組織を作りながらゆっくりと問題解決する術があるのではないかなど、何かアプローチの仕方として考えられるところがあれば、ご意見をいただければと思いますが、いかがでしょうか。あるいは、海外の知見等でも構いません。

【田中】 例えば、海外では、事業者に対して国民に対する情報提供義務を法令で定めている国もあり、積極的に情報の提供、発信をすることが事業者にとって重要だと思います。また、友岡先生がおっしゃるように、これまでも色々な取組みが行われてきたと思いますが、現地調査に行って住民にヒアリングをすると、例えば、町長が文献調査に応募する意向を表明した途端にマイクロバスが何台もやってきて説明会が開かれたものの、推進派の住民以外は話を聞きに行かなかったという話を聞きました。これでは、説明会をしたという実績にはなっても、受容性の向上には繋がらないため、情報発信の方法として、手間や時間はかかりますが、中間層や反対派の人に対しても丁寧に説明を行い、場合によっては双方向で議論することが求められるのではないのでしょうか。

【友岡】 双方向といった場合、例えば反対する団体や利害関係者をどのような形で会議体や議論の媒体に含んでいくのかということも必要な議論かと思えます。住民参加等の問題も含めてなかなか日本では難しい状況ですが、最終処分の問題は、核燃料サイクルとの関わり合いが非常に強いところがあり、再稼働により廃棄物が必ず出てくるわけです。そうすると原子力の最終的な問題点というのは、廃棄物に行き着くところがあります。高レベル放射性廃棄物の最終処分をどうするかということによって全てが変わります。再稼働推進派にとっても、この部分の問題については、なかなか解決策を見出せないところがあると思います。そういった意味で、日本としては、海外からウラン鉱石を輸入し、そしてそれを処理して核燃料として使い、再処理していくという政策自体は現時点で堅持している一方で、核燃料をリサイクルするという手法自体についてどう考えるのか、

プルトニウムコントロールを含めて、再稼働することで溜まっていく廃棄物やプルトニウムそのものについてどう考えていくのかということも、実は原子力法制の影なる課題かと思っています。ひとまず原子力法制特有の議論という形で、先生方から色々ご議論、知見を賜った次第です。



3. 研究所への期待

【友岡】 最後にまとめにかえてということで、当研究所への期待や課題等に関して先生方からご評価等いただきたいと思えます。この座談会の冒頭でも申し上げましたように、この研究所自体は、原子力法制を研究する機関という形で出発をしたという経緯があります。果たしてこの研究所はその役割を担ってきたのか、あるいは厳しい視点からすると、担ってこられなかったのではないかと批判もあるかと思えます。我々は研究者ですから、研究者の視点でどのように評価するかということは、ここで問いかけてよいのではないかと思いますので、先生方からそのあたりについてご評価いただきたいと思えます。筑紫先生からお願いします。

【筑紫】 社会や学会において研究所に対する厳しい見方がある、というのはおっしゃるとおりですし、今後もその点に自覚的でないといけないと思えます。他方で、研究所が果たしてきた役割につき、肯定的に評価できる点はそうすべきだと思います。研究所発足時の金澤良雄所長インタビュー記事（電気新聞昭和57年4月5日）によれば、もともと、エネルギー法（当時は特に原子力法）について専門家の層を厚くする、中立的な研究を通じ現行法の不備について提言する、といった目的があったようです。専門家を増やすことの必要性は、今も変わっていないと思えます。また、中立的研究の担保は大事な問

題ですが、我々は専門家なので、法律の専門家として学問的な規律に基づいて研究を行い、それによって得られた知見を率直に社会に問うていくことが、まず必要だと考えます。これまでも研究成果を公表してきましたが、今後も広く社会から見られるような形で示していくことが当然に求められると思います。

【川 合】 今、筑紫先生のお話があったように、福島原発事故の前からも、その後ではなおのことですが、一定の批判的な見方があるということは、安全班に属している自分も認識しているところではあります。他方で、研究者として安全班に参加し、その研究成果を世間に発信しているわけですが、その内容に対して色々なご意見やご批判はあろうかと思えますので、それをまた研究者として受け止めて、更に研究を深化させて、世間に対して更に情報発信していく、提言をしていくということが求められている役割であると考えます。また、研究者として自分の関心のある事柄や理論的な側面にだけ没入してしまうところがありますが、研究所の安全班で活動していると、法学以外の専門家の方や実際に原発を設置して運転している事業者の方から得られる知見が非常に大きいということがあります。この座談会でも情報の共有や情報の公開といった論点が問題となっていますが、研究者として情報を発信し、提言していく際に、他分野の専門家の方や事業者の方から得られた知見が基になっているところも大きいので、そういった点も踏まえて、今後も更に研究を進めていくというのが自身に求められた責任であると考えています。

【田 中】 私は外部の人間ですので、この中では最も遠慮せずに発言できる立場かと思いますが、エネ法研への役割や期待という点では、先ほど筑紫先生がおっしゃった、専門家の層を厚くすることと中立的立場での研究の遂行という二点に尽きると思います。まず、専門家の層を厚くすることについては、そもそも原子力法について研究を行う人がいないと専門家の層は厚くならないため、そういった意味で、エネ法研の存在が日本の原子力法研究の充実に繋がったと評価できると思います。また、なかなか理解が得られないですが、社会科学といえども研究にはお金がかかりますので、研究費用を提供

していただけるというのは、研究者としてはありがたい話です。そういった点でも、原子力法研究の専門家の層を厚くする、研究の質を高めるということに関して、エネ法研は重要な役割を担ってきたのではないのでしょうか。

二点目の中立的立場での研究ということですが、私も、公的な機関や民間の団体から外部資金をいただいていますし、大学という組織からお給料をいただいています。研究活動や研究成果の公表にあたって、外部資金の提供元に付度したことはありませんし、大学の意向に沿うように配慮して研究をすることもあり得ません。研究者たるもの、中立的立場で研究を行っていることについては信頼してよいと思います。ただし、客観的に中立的な立場であることと、第三者から見て中立に見えるかどうかは、別の問題であることに注意しなければなりません。ここで問題となっているのは後者の点、特に研究者ではない一般の方々から中立に見えるのかどうかという点だと思います。この点について友岡先生に質問したいのですが、国民の中には、エネ法研における研究活動の中立性に疑いを持っている方もいると思います。そのような誤解を招かないよう、積極的に中立性をアピールすべきではないかと思うのですが、その点についてはどのようにお考えでしょうか。

【友 岡】 ありがとうございます。私自身も研究者として大学に所属し、大学から給料をいただき、かつ外部資金をいただく機会もありますが、資金元に付度をするということではなく、批判的なことばかりを言って怒られることもあります。他方で、研究所の研究部長として暫く携わってきた経緯からすると、研究の中立らしさをどう説明するかというのは一つの大きな現在進行形の課題かと思っています。外部にどのような形でアピールするのかというのは、例えば研究班で報告書を書き、その結果を第三者に公表するという手法もありますし、研究会を開催すること自体が意見を言い合う機会を設けるという意味で、中立らしさを繕う一つの手段かと思っています。また、昨今のデジタル化時代のなかで、中立らしさをどのような形で第三者に公表するかというのは、かつてはペーパーレベルでしていたことを、ウェブサイト等を通じて可能な限り公表するという手法を

採りつつあることもお伝えできます。また、原子力の問題は非常に国際的な問題に繋がることもあるので、研究所の研究員が国際出張やウェブ参加等を通じて、国際会議に積極的に参加し知見を得て、その知見を客観的にどう評価するのかということや常日頃勉強している状況です。特に所内の勉強会等を通じて研鑽を積んでいるところもあり、我々研究者だけが議論して楽しかったということではなく、研究員は電力会社から出向されている方々ですので、研究員自身が実際に出向元に戻ってどの程度フィードバックをしてくれるのかというのは、中立らしさをより具現化する一つのキーになるのではないかと、非常に期待をしているところです。研究の材料が非常に揃っているということも研究所の特徴ですので、今後はそれを最大限生かすということも課題の一つかと思えます。したがって、田中先生からご指摘いた

だいた内容は、十分には進んでいないという現在進行形の事実はあるのですが、それに対してトライをしているということは、研究部長としてお伝えできる次第です。

本日は先生方から非常に有益かつ発展的な議論をいただきました。この座談会をもって、当研究所の課題をこれから克服する一つの契機になればと思っております。本日はこれで座談会を締めさせていただきます。ありがとうございました。

[2021年6月7日収録]

(ともおか・ふみと＝日本大学法学部教授)
(かわい・としき＝國學院大學法学部教授)
(ちくし・けいいち＝上智大学法学部教授)
(たなか・よしひろ＝立命館大学法学部教授)

研究班の動き

(6・7月)

原子力損害賠償制度に係る法的論点検討班

7月7日の第2回研究会では、一般社団法人日本電機工業会原子力部長の小澤隆様（オブザーバー）より「原子力の発展と開発の動向」というテーマでご報告をいただいた。原子力発電に係る基礎知識や、開発の黎明期から現在に至るまでの原子炉をご紹介いただいた後、新型炉開発の現状及び動向についてご解説をいただいた。その後、新型炉の安全性や国内における導入の可能性、原子力部門における人材育成等について議論した。

エネルギーに関する国際動向の法的論点検討班

6月14日の第3回研究会は、環境法制・事例検討班と合同開催した。概要については、環境法制・事例検討班を参照。

7月16日の第4回研究会では、林研究委員より「標準必須特許のライセンスをめぐる近時の諸問題－欧州の議論を中心に－」というテーマでご報告をいただいた。SEPライセンス（標準必須特許）に関する紛争において、全世界で知財リスクが増加していることについて概観し、3件の事例とサプライチェーン内での負担のあり方の問題、パテントプールの評価、当事者間での情報提供等のルールの必要性についてご説明をいただいた後、電力事業への影響、EU法からの観点、ルール策定等について議論した。

環境法制・事例検討班

6月14日の第2回研究会では、高島主査より「ALPS処理水の海洋放出に対する国際裁判所の暫定措置について」というテーマでご報告をいただいた（エネルギーに関する国際動向の法的論点検討班との合同開催）。ALPS処理水の海洋放出の決定過程を振り返った後、韓国がITLOS（国際海洋法裁判所）に暫定措置を要請した場合の日本の対応方法についてご説明をいただいた。また、近隣諸国がどのような反応をし得るのかご説明をいただいた後、国際司法裁判所が取り得る措置等について議論した。

7月26日の第3回研究会では、井上研究員より「石

炭火力発電所における取消訴訟について－神戸製鉄火力発電所における確定通知取消訴訟を題材にして」というテーマで報告を行った。石炭火力発電所に対する最新の訴訟について概観した後、本件訴訟の訴訟要件や原告適格の適応範囲について議論した。

公益事業法制検討班

6月11日の第3回研究会では、橋本研究員より「民法改正に伴う定型約款規定と公益事業による約款の免責・責任限定規定を巡る考察－定型約款規定制定の背景と託送供給等約款規定を中心として－」というテーマで報告を行った。従来の約款論及び定型約款規定の内容を概観した後、改正民法に伴う実務上の影響や、電気事業及び電気通信事業において問題となった裁判例を踏まえ、託送供給等約款による責任制限の可能性について検討を行った。その後、定型約款規定の不当条項規制、不意打ち条項規制の考え方や、託送供給等約款における免責・責任制限の具体的な規制方法について議論した。

7月30日の第4回研究会では、土田研究委員より「スマートメーターデータと個人情報保護」というテーマでご報告をいただいた。パーソナルデータの法的移転可能性、電力データの活用の適正化を目的とすることとして設立が予定されている認定電気使用者情報利用者等協会の特徴についてご報告をいただき、情報銀行の仕組みとの関係からご解説をいただいた。その後、独占禁止法上の問題点や、情報銀行制度を踏まえた認定電気使用者情報利用者等協会のあり方や位置付け等について議論した。

原子力の安全性を巡る法的問題検討班

6月24日の第2回研究会では、川合研究委員より「原子炉の停止・廃止にかかわる法的問題について」というテーマでご報告をいただいた。原子炉等規制法や実用炉規則上の原子炉設置及び原子炉廃止に関する諸規定を概観し、原子炉の廃止に至るまでの法制度についてご説明をいただいた。その後、原子炉の廃止に関する法的問題点等について議論した。

研究報告書の公開

以下のとおり研究報告書を当研究所ホームページに公開しましたので、お知らせいたします。

- ・「再生可能エネルギー導入拡大の法的論点の検討—2016～2018年度再生可能エネルギー導入拡大の法的論点検討班研究報告書—」

(6月14日掲載)

マンスリー・トピック (6・7月)

- | | |
|--|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ・6月2日 原発避難者訴訟，新潟地裁 東電に1.8億円賠償命令，国への請求は棄却 ・6月23日 規制委，中国電力島根2号「審査書案」を了承 全国17基目，BWRで5基目 ・6月24日 経産省，東ガス・大ガス対象の経過措置料金規制を10月撤廃 | <ul style="list-style-type: none"> ・6月29日 監視委，スポット市場の限界費用売り入札の見直し着手 指針に位置付け明確化 ・7月21日 経産省，エネルギー基本計画の素案示す 再エネの割合，36%～38%に引き上げ ・7月27日 関西電力美浜原発3号機，営業運転再開 現行ルールで運転期間40年超原発の運転は初 |
|--|---|

新着図書案内 (6・7月)

書 名	著 者	出 版 社
KDDI総合研究所叢書10 独占禁止法の研究	舟田 正之	勁草書房
電気事業のいま Over view 2021	市村 拓斗	日本電気協会新聞部
プラクティス民法 債権総論〔第5版補訂〕	潮見 佳男	信山社
政策形成訴訟における理論と実務—福島原発事故賠償訴訟・アスベスト訴訟を中心に	吉村 良一	日本評論社
基本講義 債権各論 I 契約法・事務管理・不当利得 第3版	潮見 佳男	新世社

日本エネルギー法研究所月報（隔月発行）

2021.8.31 Vol.271

編集発行 日本エネルギー法研究所 月報編集委員会
〒141-0031 東京都品川区西五反田七丁目9番2号
KDX五反田ビル8F
電話 03-6420-0902（代）
URL <http://www.jeli.gr.jp/>
e-mail contact-jeli@jeli.gr.jp
印刷 株式会社 吉田コンピュータサービス

本書の内容を他誌等に掲載する場合には、日本エネルギー法研究所にご連絡ください。